

## 第2章 情報の収集伝達

### 第1節 災害情報等の収集・伝達

#### 第1 情報の収集・伝達

##### 《基本的な考え方》

大阪管区気象台から発せられる地震情報や、二次災害に結びつくその他災害情報を、迅速かつ的確に収集伝達する。

##### 《対策の体系》

情報の収集・伝達	1 情報の収集 2 庁内の情報連絡 3 市民への連絡
----------	----------------------------------

##### 《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
総括部情報班	1 地震情報等の収集に関すること 2 庁内放送、電話、伝令による地震情報等の各部への連絡に関する こと
消防部	1 地震情報等の収集伝達に関すること 2 災害種別ごとの受信状況に関すること
各部	1 通信手段の確保 2 各部内職員への連絡に関すること

##### 《対策の展開》

#### 1 情報の収集

##### (1) 地震情報

ア 大阪管区気象台から発表される地震情報は、大阪府総務部危機管理室を通じて、府防災行政無線によりファクシミリで通報される。

イ 地震直後で通信回線に障害があるときは、地震に関する情報をテレビ・ラジオ等により入手する。

【地震に関する情報の内容】

種 類	内 容
震度速報	震度 3 以上が観測されている地域震度が発表される。
地震情報 (震源に関する情報)	震度 3 以上の地震について、津波による被害の心配がないと判断された場合、震源要素、震央地名及び「津波の心配がない」、又は「若干の海面変動があるかも知れないが、被害の心配はない。」旨が発表される。
地震情報 (震源・震度に関する情報)	震度 3 以上または津波予報を発表した地震について、震源要素、震央地名及び震度 3 以上が観測された地域震度及び最大震度に応じた市町村震度または、震度 5 弱以上が観測されていると考えられるが何らかの理由で震度情報を入手していない市町村名が発表される。更に、津波予報の有無も併せて発表される。
各地の震度に関する情報	震度 1 以上が観測された地震については、震源要素、震央地名及び震度 1 以上が観測された地点震度及び震度 5 弱以上が観測されていると考えられるが何らかの理由で震度情報を入手していない観測点名が発表される。津波予報の有無も併せて発表される。
地震情報 地震回数に関する情報	地震が多発した場合、震度 1 以上を観測した地震の回数が発表される。

注 1. 震度速報は、気象庁専用回線及び緊急情報衛星同報装置により伝達される。

これらの受信手段を持たない機関は、テレビ等の情報を利用する。

2. 地 域 震 度：当該地域の観測点における最大の震度

3. 市町村震度：当該市町村の観測点における最大の震度（当該市町村の区域における観測点が一の場合にあっては、当該観測点の震度）

4. 地 点 震 度：観測点ごとの震度

資料：地震応急 - 5 気象庁震度階級関連解説表

(2) 府及び国への報告

被害状況の報告は、災害対策基本法第 53 条第 1 項並びに消防組織法第 22 条に基づく災害報告要領（昭和 54 年 4 月 10 日付消防防第 246 号）及び火災・災害等報告要領（昭和 59 年 10 月 15 日付消防災第 267 号）により、基本的に府に対して行うが、地震が発生し、当該市町村区域内で震度 5 強以上を記録したものについては、被害の有無を問わず直接消防庁に報告するものとする。

なお、府への報告は、原則として府防災情報システムによるが、システムが使用でき

ない場合には、電話及びファクシミリ等の手段による。

- ア 消防機関への通報が殺到する場合は、その状況を府及び国（消防庁）に通報する。
- イ 府への報告が、通信の途絶等によりできない場合は、直接国（消防庁）に報告する。
- ウ 措置が完了した後、速やかに府に災害確定報告を行う。

### (3) 気象予警報等

大阪管区気象台は、気象現象等により大阪府域に災害が発生するおそれがある場合は、気象業務法に基づき気象、地象、水象等に関する注意報・警報を発表して住民及び関係機関の注意を喚起し、警戒を促す。

また、気象情報として、気象等の予報に係りのある、台風その他の異常気象等についての情報を、住民及び関係機関に対して発表する。

資料：地震応急 - 6 大阪管区気象台が発表する気象予警報等（注意報）

資料：地震応急 - 7 大阪管区気象台が発表する気象予警報等（警報）

### (4) 火災気象通報等

大阪管区気象台長は、消防法第 22 条に基づき、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき、その状況を火災気象通報として知事に通報する。知事は市町村長に伝達する。

火災気象通報の基準は、次のとおりである。

実効湿度が 60%以下で、最小湿度が 40%以下となり、大阪府内（生駒山地の山頂部付近を除く）のいずれかで最大風速(10 分間平均風速の最大値) 10 m / 秒以上となる見込みのとき。ただし、降雨、降雪が予測される場合は通報をとりやめる場合がある。

市長は、消防法第 22 条に基づき、知事から火災気象通報を受けたとき、又は市消防法施行規則に基づく火災警報発令基準に達し、必要があると判断されたときは火災警報を発令する。火災警報は、関係機関、報道機関、掲示板、広報車等によって市民に通報するものとする。

### (5) 淀川洪水予報・猪名川洪水予報・神崎川洪水予報

淀川洪水予報及び猪名川洪水予報は、気象業務法第 14 条の 2 第 2 項及び水防法第 10 条第 2 項に基づき、大阪管区気象台及び近畿地方整備局が共同して発表する。

また、神崎川洪水予報は、気象業務法第 14 条の 2 第 3 項及び水防法第 11 条第 1 項に基づき、大阪管区気象台及び大阪府都市整備部河川室が共同して発表する。

資料：地震応急 - 8 大阪管区気象台及び近畿地方整備局及び大阪府西大阪治水事務所が共同して発表する淀川洪水予報等

(6) 水位情報周知河川での特別警戒水位到達情報

水防法第 13 条第 2 項に基づき、大阪府知事が指定する水位情報周知河川について、「特別警戒水位を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位」を特別警戒水位と定める。

大阪府知事は当該水位に到達した場合には、その旨を水防管理者などに通知するとともに、必要に応じ、一般に周知する。

市は、この情報等の伝達方法を住民に周知させるための措置を講じる。

(7) 水防警報

水防法第 10 条の 3 に基づく国土交通大臣が指定する河川において、洪水により災害が発生するおそれがある場合には、国土交通大臣（近畿地方整備局長）は水防警報を発し、その警報事項は大阪府知事に通知される。

また、大阪府知事は、その受けた通知に係る事項を水防管理団体に通知することとなっており、本部においては直ちに関係機関及び各部に通知する。

【水防警報の発令者】

河 川 名	種 類	水 防 警 報 発 令 者
猪 名 川	洪水区域	近畿地方整備局猪名川河川事務所長
淀 川	洪水区域	近畿地方整備局淀川河川事務所長
神 崎 川	高潮区域	大阪府西大阪治水事務所長

(8) 異常現象通報

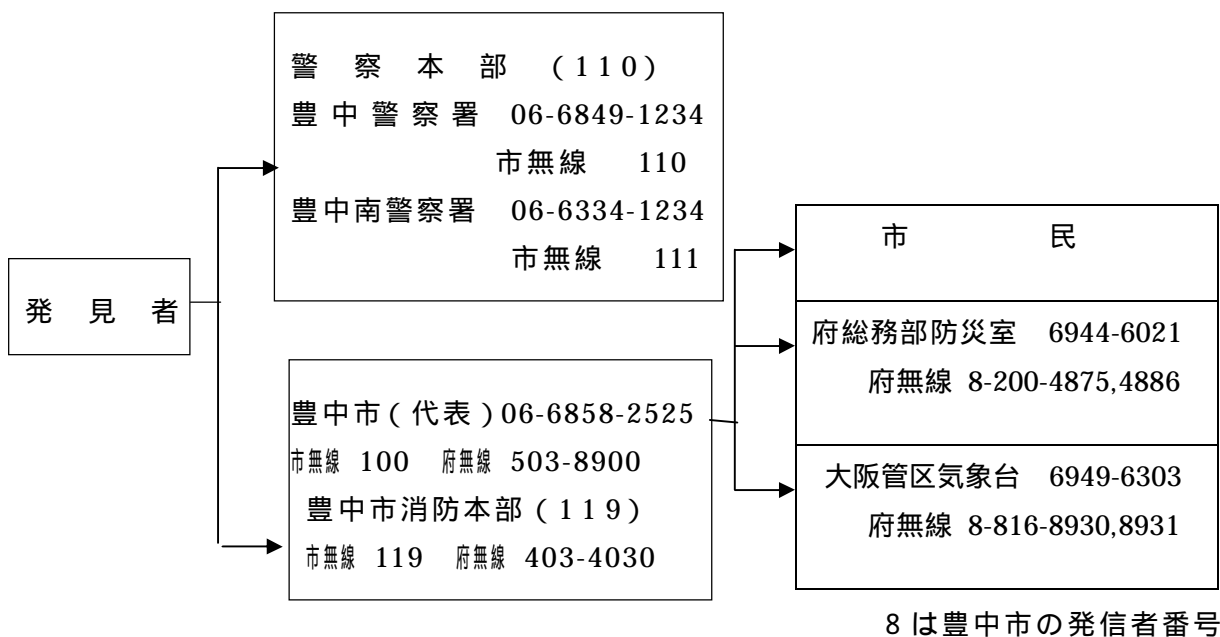
堤防からの漏水や、地割れ、湧水の出現、井戸水位の急激な変動等、災害が発生するおそれがある異常現象を発見した者は、その旨を遅滞なく施設管理者、市職員、消防職員、警察官等に通報する。

通報を受けた警察官等は、その旨を速やかに市長に報告し、また市長は必要に応じて大阪管区气象台、府及び関係機関に通報するとともに、市民に対して周知徹底を図る。

【異常現象の種類と内容】

気 象	竜巻、強い突風等で著しく異常な気象現象
地 象	山くずれ、がけくずれ等
その他	堤防等に水漏れがある場合等

【異常現象発見時の連絡系統図】



2 庁内の情報連絡

(1) 勤務時間内における連絡方法

- ア 各部への連絡は、総括部情報班が防災無線、総括部総括班が庁内放送、電話又は伝令で行う。
- イ 電話又は伝令の場合は、各部長に対して行う。ただし部長に連絡できない場合は、これに代わる者に対して行う。
- ウ 各部内における連絡方法は、各部内において定める。

(2) 勤務時間外における連絡方法

地震発生時は通信の混乱が予想されるため、職員は自らテレビ・ラジオ等によって地震情報等を収集し、震度階級に応じて自主的に参集する。電話連絡が可能な場合は、各部長から部内連絡網によって連絡する。

3 市民への連絡

市民に対する災害情報等の連絡活動は、「第2章第3節 災害広報・広聴」に基づいて行う。

## 第2 被害規模早期把握のための活動

### 《基本的な考え方》

被害状況の把握及び応急対策の実施体制確立のため、地震発生後、直ちに防災関係機関と連携し、情報収集・伝達活動を行う。

### 《対策の体系》

被害規模早期把握のための活動	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 情報の収集・伝達体制</li> <li>2 第1次情報等の収集</li> <li>3 第2次情報等の収集</li> <li>4 住家等被害状況調査</li> </ol>
----------------	---

### 《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
総括部総括班	1 被害情報等の報告に関する事
総括部情報班	1 被害情報等の収集・伝達に関する事
住宅対策部住宅相談班	1 被災建物の応急危険度判定調査に関する事
住宅対策部住宅等幹旋班・応急対策班	1 住宅対策部住宅相談班の応援に関する事。
調査部各班	1 建物等の被害状況及び当該建物の居住者の調査に関する事
市民部経済班	1 事業者、農業及び畜産物の被害調査に関する事
災害援護部保険班	1 医療機関の被害調査に関する事
各部総務班	1 各部の所管に属する情報の整理及び伝達に関する事
各部	1 各部の所管に属する被害情報及び応急対策に関する情報の収集・伝達に関する事
防災関係機関	1 各機関の所管に属する被害情報及び応急対策に関する情報の収集・伝達に関する事

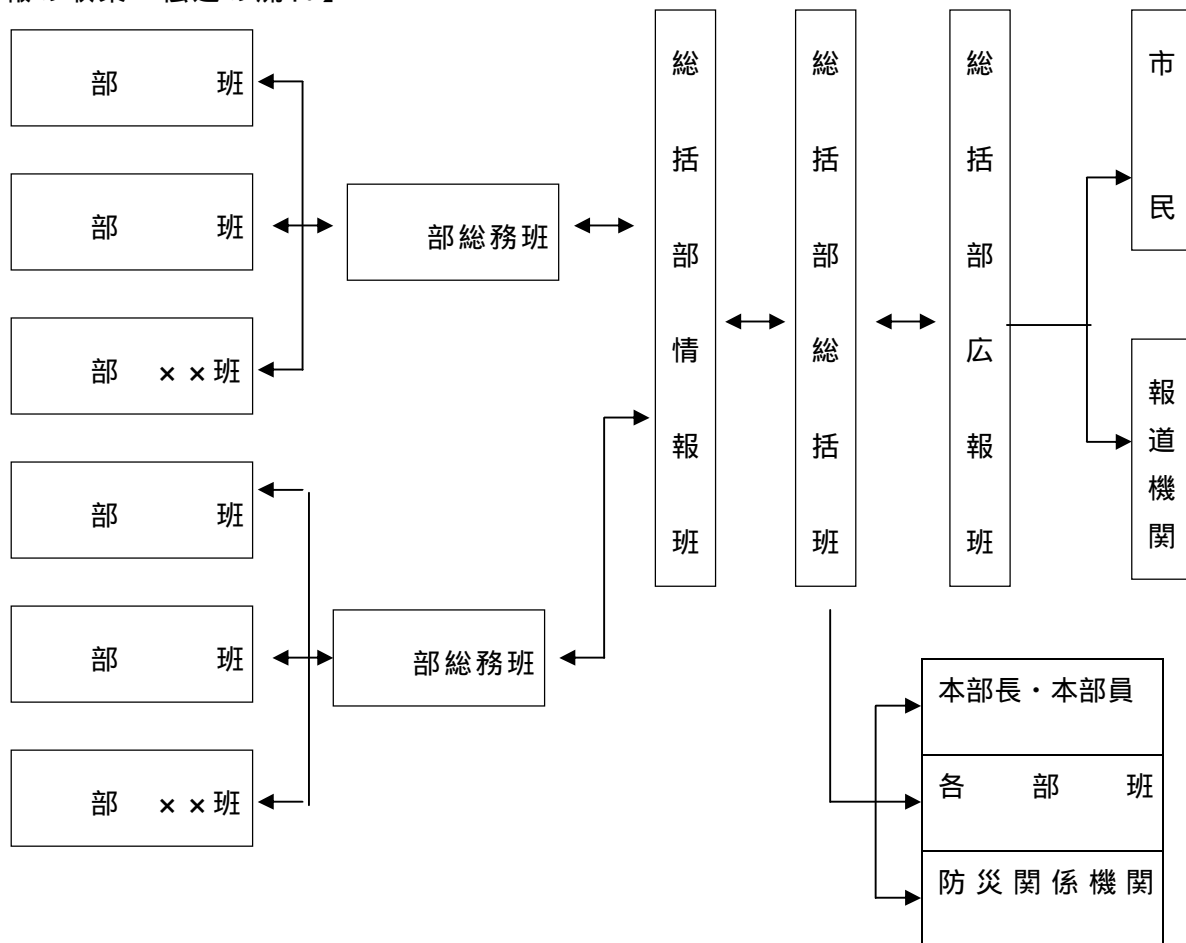
## 《対策の展開》

### 1 情報の収集・伝達体制

#### (1) 情報収集・伝達の手順

- ア 災害の発生後、各班は直ちに情報収集を開始する。
- イ 各班は、収集した情報を各部総務班に報告する。
- ウ 各部総務班は、各班が収集した情報を取りまとめたうえで、各部長及び総括部情報班に報告する。
- エ 総括部情報班は情報を整理し、本部会議又は緊急対策会議に速やかに報告する。
- オ 本部会議又は緊急対策会議において決定した対策等は、出席した本部員が所属各班に連絡するとともに、総括部情報班が各部総務班に連絡する。
- カ 本部会議又は緊急対策会議を行わないで本部長又は副本部長が決定した対策等は、総括部情報班が各部総務班に連絡する。
- キ 各部内における収集・連絡方法は、各部総務班において定める。

#### 【情報の収集・伝達の流れ】



## (2) 情報の種類

収集・伝達する情報の種類は、下表のとおりとする。

### 【情報の種類】

種類	情報の内容
第1次情報	被害の全体像を早期に把握し、本市の災害対応力での対応可否判断及び、災害応急対策の優先順位付けを行い、併せて人命の安全確保を優先した応急対策活動にあたるための概括的情報
第2次情報	継続して人命の安全確保、二次災害の防止、災害救助法適用の判断、被災者の生活救援のための情報、復旧情報

## (3) 府及び国への報告

被害状況等の報告は、災害対策基本法第53条第1項並びに消防組織法第22条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（平成12年11月22日付消防災第98号）により、基本的に府に対して行う。

ア 消防機関への通報が殺到する場合は、その状況を府及び国（消防庁）に通報する。

イ 府への報告が、通信の途絶等によりできない場合は、直接国（消防庁）に報告する。

ウ 応急措置が完了した後、速やかに府に災害確定報告を行う。

なお、災害対策基本法に基づく府への報告は、府防災情報システムを活用して行う。

資料：様式 - 5 「被害状況報告」

## 2 第1次情報等の収集

災害対策本部の各部は、迅速的確な応急対策の体制確立、各機関への応援要請の判断のために、災害発生後、直ちに防災無線等を活用し、被害規模を把握するための概括的被害情報、ライフライン被害、医療機関の機能情報及び地震に伴う負傷した外来者状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集を実施する。

### (1) 収集する情報の種類

#### ア 収集する情報の種類

担当各部班は、地震発生後概ね1～2時間以内に、次の情報を収集・連絡するよう努める。この場合、部分的な詳細情報よりも、被害の全容を概括的に把握することに留意する。



【第1次情報の種類】

項目	収集内容	担当
1 概括的被害情報 * 人命危険の有無及び人的被害の発生状況 * 避難の必要性の有無及び避難の状況 * 火災、土砂災害等の二次災害の発生要因及び発生状況	災害種別ごとの通報及び対応情報・特殊災害事案情報 がけ崩れ等の危険箇所の調査 その他の2次災害要因及び発生状況	消防部、消防団  工作部土木対策班 各部
	参集途上の情報（勤務時間外の場合） 予め指定された町丁目地域の被害情報（勤務時間中の場合）	各部
2 ライフラインの被害範囲  * 施設被害状況 * 供給等の停止状況	上水道	給水部水道広報班
	下水道	工作部下水対策班
	電話（NTT） 都市ガス（大阪ガス） 電気（関西電力）	総括部情報班
3 医療機関の機能情報及び地震に伴う医療機関への負傷した外来者状況	市立豊中病院 民間医療機関（豊中市医師会）	医療救護部事務局 災害援護部保険班
4 110番通報の状況	110番通報（警察） 市役所への市民通報	総括部総括班
5 その他	各避難所の避難者の状況	避難部各班
	主要幹線道路の交通障害情報 鉄道の被災情報 住家の全壊家屋棟の概数情報（推定） 死者・負傷者の推定情報 所管施設・設備の損壊状況(機能停止に限る) 開始した応急対策の内容 その他災害の発生拡大防止措置上必要な措置	工作部土木対策班 総括部情報班 調査部家屋調査班 消防部 各部

## イ 情報収集の方法

### (ア) 参集者による被害状況報告

勤務時間外において地震発生後 1 時間以内に勤務場所に参集した職員は、参集途上の被害状況を確認のうえ、各部総務班に報告し、各部総務班は概ね 90 分以内に情報を取りまとめ総括部情報班に報告する。

### (イ) 勤務時間中における指定勤務職場職員等による被害状況報告

ア) 勤務時間中に震度 5 弱以上の地震災害が発生したときには、予め指定されている施設の責任者(所属長)は、勤務職員の内から被害情報収集者を指名し指定地域内(丁目)の被害状況の情報収集にあたらせる。

イ) 庁外で執務中の職員が、災害対策本部を設置すべき地震災害が発生したことにより、勤務場所へ帰庁するに際しては、庁外執務場所附近の知り得た被害状況を報告すること。

ウ) 被害情報収集者は、指定地域の被害状況の収集を行い(概ね 30 分間)その内容を「参集者情報報告書(勤務中)」の用紙に記載し(1 時間以内に)総括部情報班に報告する。

資料：様式 - 1 参集途上における被害状況報告

### (ウ) 関係機関からの情報連絡

ア) 公共交通機関、ライフライン関係機関は、地震発生後概ね 90 分以内に豊中市災害対策本部総括部情報班に機能状況、被害内容、対応状況を連絡する。

イ) 災害対策本部総括部情報班は、関係機関からの被害情報の提供がない場合は関係機関に被害状況等の照会を行う。

資料：地震応急 - 9 災害初動期の活動項目チェックリスト

資料：地震応急 - 19 災害時における相互協力に関する協定書(豊中市内郵便局)

資料：様式 - 1 「参集途上における被害状況報告」

「参集者情報報告書(勤務中)」

資料：様式 - 1 - 2 「参集途上における被害状況報告のまとめ」

資料：様式 - 1 - 3 「応急対策状況及び応急対策実施計画報告書」

## (2) 情報の整理

### ア 情報の整理・分析

(ア) 総括部情報班は、各部から報告された情報に基づき被害状況等を取りまとめるとともに必要に応じて分析を行い、その結果を緊急対策会議又は本部会議に報告する。

(イ) 収集した情報及び決定した対策等は、総括部総括班が速やかに府(総務部危機管理室)に速報として報告する。

《被害情報のとりまとめの留意事項》

- a 確認された各種情報から災害の全体像を把握する。
- b 至急に確認すべき未確認情報を整理し、確認する。
- c 報告済みの情報の訂正は、迅速かつ的確に行う。
- d 情報の空白は、被害が甚大であることを意味する場合があるため、情報空白地を把握、確認する。

イ 情報班による整理

総括部情報班は、収集された情報等を常に整理し、総括部広報班等の各班からの求めに応じて速やかに報告できるよう準備する。

(3) 得られた情報に基づく判断

ア 本部体制の判断

本部長は、得られた情報に基づき、緊急対策会議又は本部会議において重点的に取り組むべき応急対策、その他実施方針及びそのために必要な体制を決定する。

ただし、勤務時間外等のため、緊急対策会議等を開催することが困難な場合は、本部長が決定する。

イ 応援体制の判断

本部長は、応援体制の必要性を認めるときは、府、協定市町、その他市町村、自衛隊等への応援要請を「第1章第3節 広域応援等の要請と受入れ」「第1章第4節 自衛隊に対する災害派遣要請」に基づいて行う。

ウ 各部の判断

勤務時間外に地震が発生し、本部長及び副本部長が発災後直ちに参集できない場合で、緊急対策会議開催等の災害対策本部の組織的運営が可能となるまでの間に、応急対策等について緊急を要すると認められるときは、総括部長の指揮のもと各部において実施し、事後速やかに本部長に報告する。

3 第2次情報等の収集

(1) 収集する情報の種類

担当各部班は、地震発生後速やかに次表に示す情報を収集するよう努める。この場合、把握できた範囲から一刻も早く第一報として報告することに留意し、特に、二次災害防止に関する情報及び人的被害・住家被害の把握に重点を置く。

ア 被害状況等報告様式に基づき必要な事項を府（総務部危機管理室）へ報告する。また、土砂災害が発生した場合は、府池田土木事務所にも報告する。

イ 住家被害の把握については、各部等からの応援を求めて地区毎に調査班を編成して行う。

資料：地震応急 - 10 被害状況等報告基準

資料：様式 - 5 「被害状況報告」

資料：様式 - 6 「地すべり、急傾斜地災害報告」

【第2次情報の種類】

項目	収集内容	担当
1 人的被害	死者、行方不明者の状況 負傷者の状況	災害援護部災害援護総務班、 消防部、消防団 医療救護部事務局、医療・衛生・ 救助班
2 住家被害	全壊・半壊の状況、被害状況調査	調査部各班
	建物応急危険度判定調査	住宅対策部住宅相談班
	全焼、半焼の状況	消防部、消防団
3 非住家 被害	全壊・半壊の状況、被害状況調査	市民部経済班・災害援護部保険班、 調査部各班
	建物応急危険度判定調査	住宅対策部住宅相談班
4 公共土木 施設等の 被害	道路、橋梁、河川等の状況	工作部各班
	土砂崩れ等の危険箇所の調査	工作部下水対策班・土木対策班
	宅地等の被害調査	住宅対策部住宅相談班
	交通施設、交通の状況 道路交通（警察） 公共交通機関（各社） 上水道施設の状況	土木総務班  総括部情報班 給水部水道広報班
	下水道施設の状況	工作部下水対策班・工作総務班
	電話、都市ガス、電気各社の状況	総括部情報班
5 その他	田畑の被害情報及び量販店の営業情 報（銀行・郵便局含む）	市民部経済班
	文教施設	避難部教育関係避難班

	市内各病院の被害状況・機能状況 地震に伴う負傷した外来者状況	医療救護部事務局
	救急救助活動の状況、出火の状況 特殊災害事案情報	消防部、消防団
	医療活動の状況	医療救護部事務局
	応急給水の状況	給水部水道広報班
	避難所の状況	避難部各班
	社会的混乱の発生状況 避難勧告・指示、警戒区域設定状況	総括部総括班 消防部
	応急対策活動の状況等、その他	各部
6 被害額	公立文教施設	避難部教育関係避難班
	商工被害、農業施設、農産物被害	市民部経済班
	その他公共施設	各部

## (2) 得られた情報による判断

### ア 二次災害防止対策の判断

得られた情報に基づき緊急対策会議又は本部会議において重点的に取り組むべき二次災害防止対策及びその実施方針（「第3章第6節 二次災害の防止」参照）を決定する。

### イ 災害救助法適用の判断

被害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあると判断される場合は、「第3章第7節 災害救助法の適用」に基づき、知事に被害状況を報告し、同法に基づく救助の実施を要請する。

資料：様式 - 1 - 3 「応急対策実施状況及び応急対策実施計画報告書」

## 4 住家等被害状況調査

### (1) 現地調査の実施

調査部及び市民部の調査担当各班は、小学校区単位に第1次情報を集約し、被害の大きい校区から調査を行う。

(2) 現地調査の体制

- ア 調査部及び市民部の調査担当職員を中心として2人1組の班を構成する。
- イ 調査担当者が不足するときは、他部からの応援又は府等へ職員の応援を要請する。

(3) 調査方法

調査を行う旨を予め市民に広報し、住家等被害状況調査表により棟単位で可能な限り居住者又は所有者等の立会のうえで立入調査を実施し、判定に正確を期す。

資料：地震応急 - 11 調査班被害状況調査表

(4) 被害認定統一基準

「災害の被害認定基準の統一について（平成13年6月28日付府政防第518号「災害の被害認定基準について」により改正）は次の表のとおりである。住家の被害認定にあたっては、内閣府において作成された「災害にかかわる住家の被害認定基準運用指針」に基づき行うものとする。

資料：地震応急 - 11 - 1 災害に係わる住家の被害認定基準運用指針（抜粋）  
地震応急 - 11 - 2 住家被害調査表（抜粋）

【住家等に関する被害認定の統一基準】

被害種類	認定基準
住家全壊 (全焼・全流失)	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したものまたは住家の損壊が甚だしく補修により元通りに再使用することが困難なもので具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のものである。または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体の占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものであるとする。
半壊 (半焼)	住家その居住のための基本的機能の一部が喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば、元通りに再使用できる程度のものである。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体の占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものであるとする。
一部破損	損壊の程度が半壊にいたらないもの。ただし、窓ガラスが2、3枚割れた程度のものであるを除く。

## 第 2 節 通信の確保・伝達

### 《基本的な考え方》

災害時における関係機関相互間の通信連絡を迅速かつ円滑に実施するため通信連絡窓口を定め通信連絡システムを明確にするとともに、気象業務法に基づく予報及び警報、水防法に基づく水防警報、消防法に基づく火災気象通報等を確実に収集し、防災関係機関及び各部に伝達する。

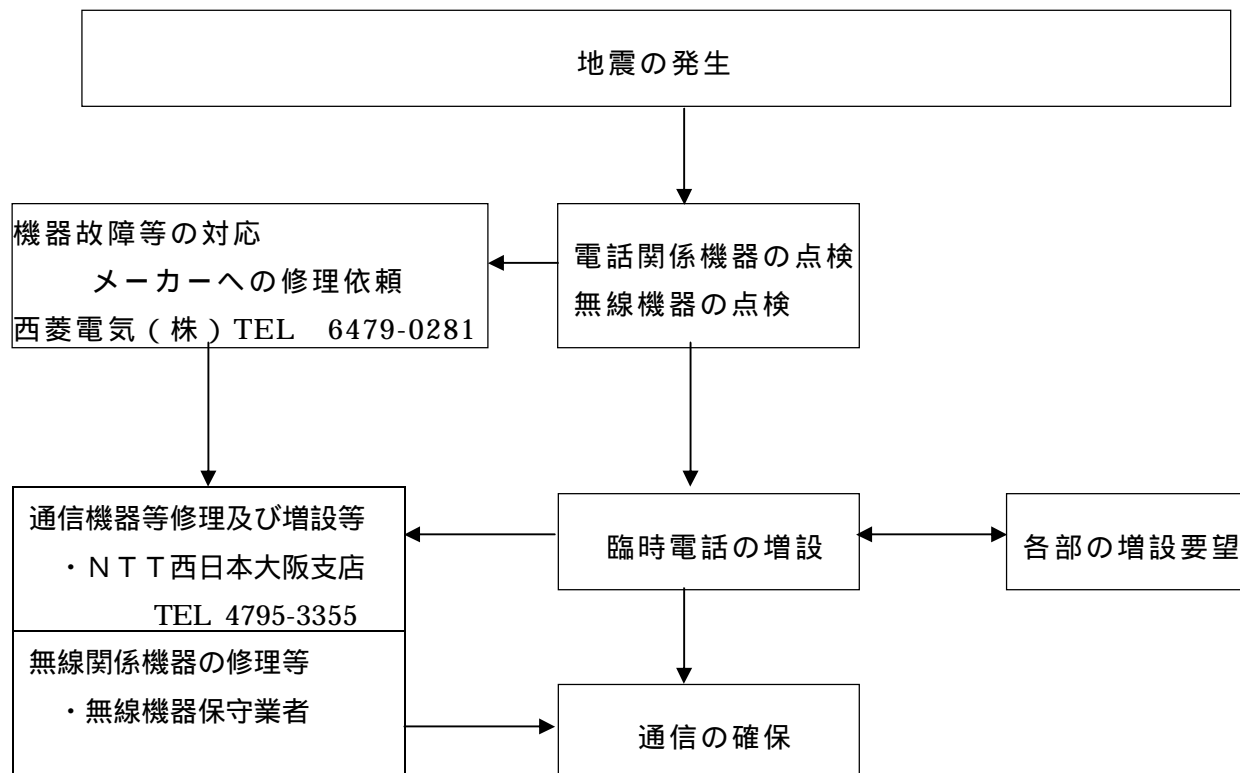
### 《対策の体系》

通信の確保・伝達	1 通信機能の確保 2 関係機関の通信窓口 3 災害時における通信網の整備
----------	---

### 《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
各部	1 通信手段の確保と情報連絡に関すること 2 所属各班及び各機関と本部との連絡に関すること
防災関係機関	1 通信手段の確保と情報連絡に関すること 2 災害対策本部との連絡に関すること

## 《応急対策の流れ》



## 《対策の展開》

### 1 通信機能の確保

#### (1) 通信手段の機能確認

各部は、災害発生後直ちに通信手段を確保するため、通信機器の機能確認を行う。

#### (2) 故障時の対応

ア 通信機器取扱者は、通信機器に故障が発生した場合は、総括部総括班に連絡し、連絡を受けた総括班は各機器装置の保守業者に修理を依頼する。

イ 西本電信電話株式会社は、市役所等防災関係機関の電気通信設備が被災した場合は通信の確保を優先的に行うものとする。

### 2 関係機関の通信窓口

災害に関する情報を収集・伝達する関係機関及び各部局の窓口をあらかじめ定める。

資料：地震応急 - 12 関係機関の通信窓口

### 3 災害時における通信網の整備

#### (1) 災害通信網の整備計画

総括部総括班は、災害が発生し又は発生のおそれがあるときは、絶えず気象情報等を収集するとともに、大阪管区气象台、大阪府、豊中警察署、豊中南警察署及び関係機関から情報を収集する。



(2) 電話が不通の場合、次の方法により行う。

ア 大阪府及び府内市町村との連絡方法

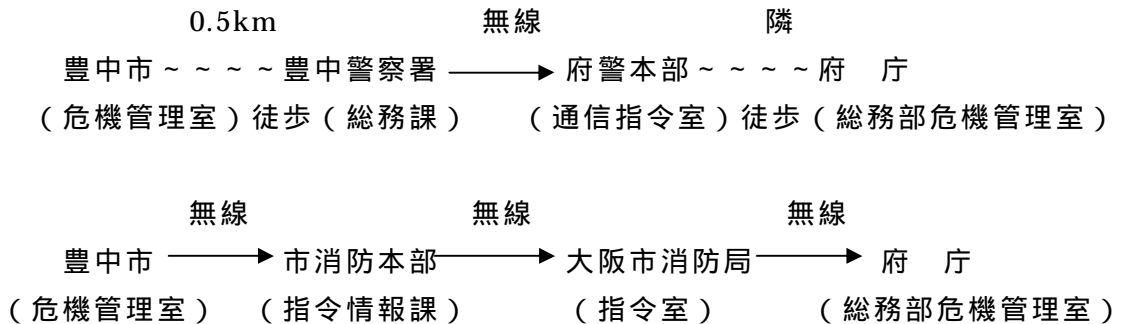
(ア) 大阪府防災行政無線により連絡する。

〔無線機設置場所〕

無線機・親電話機・電源装置	第二庁舎5階（無線室）
災害対策本部用電話	第二庁舎3階（無線統制室） （503-8900,FAX8800）
夜間専用電話	第二庁舎地下中央管理室 （503-8900,FAX8800）
消防本部専用電話	消防本部指令管制室 （403-0）

(イ) 大阪地区非常通信経路計画市町村系により連絡する場合は、次の方法で連絡する。

〔通信経路〕



資料：地震応急 - 13 豊中市防災関係無線構成図

イ 府内市町村その他関係機関等への連絡方法

大阪府防災行政無線を活用し連絡する。なお、府の無線が設置されていない機関については、大阪府を經由し連絡する。

### 第3節 災害広報・広聴

#### 第1 災害情報の広報

##### 《基本的な考え方》

災害発生により、一時的に混乱状態におかれた市民に対し、人心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助けるため、正確かつきめ細かな情報を提供する。

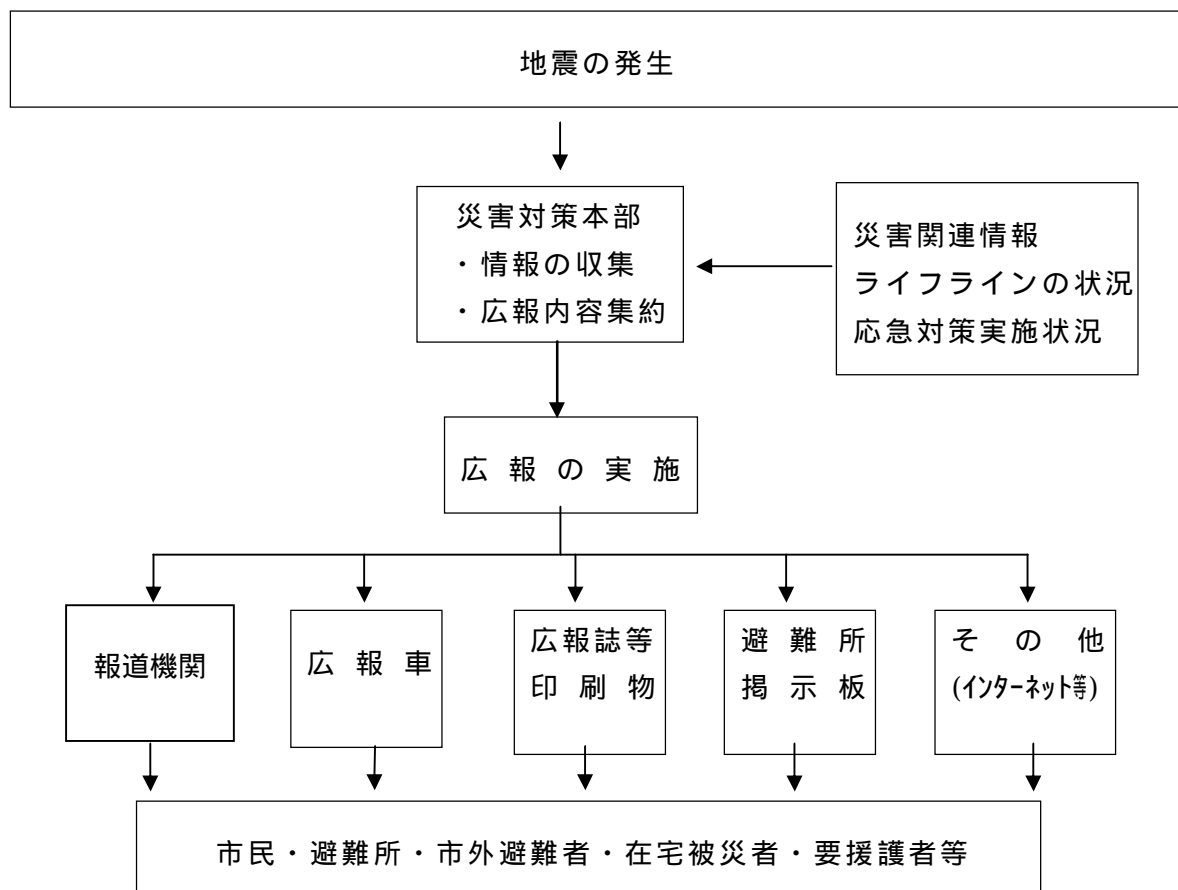
##### 《対策の体系》

災害情報の広報	1 広報体制の確立 2 災害の記録 3 市民広報 4 報道機関への広報 5 職員への広報（災害対策の周知）
---------	---

##### 《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
総括部総括班	1 災害情報等の広報内容・時期の決定に関する事
総括部広報班	1 広報手段の確保に関する事 2 災害の記録に関する事 3 市民に対する広報に関する事 4 報道機関への情報提供に関する事
総括部情報班	1 職員への広報（災害対策の周知）に関する事 2 災害情報の収集伝達に関する事

## 《応急対策の流れ》



## 《対策の展開》

### 1 広報体制の確立

総括部広報班は、予め市長が指名した広報用車両と人員により広報体制を確立する。

#### (1) 広報活動

ア 総括部総括班等と協議し、応急対策等に係る広報内容・時期・手段を決定する。

イ 各部は、総括部総括班の指示に従い広報原稿を総括部広報班に提出する。

ウ 総括部広報班は、広報活動資料を作成し、アの決定事項のとおり広報活動を実施する。

エ 広報内容は、簡潔で誤解を招かない表現に努める。

#### (2) 多様な広報活動の展開

災害発生直後の混乱状態の中では広報車などによる広報には限界があるため、多様な広報手段で実施する。

ア 広報車による広報

イ 報道機関を活用した広報

ウ 広報誌（臨時号を含む）、又はチラシ等による広報

エ 市内郵便局、並びに、自治会その他応援協力団体等を通じた広報

オ 豊中・池田ケーブルネット、インターネット等を活用した広報

これらのほか、各部は、災害援護部援護班と避難部各班の協力による、避難所等における掲示広報、防災行政無線同報系を活用した広報を実施する。

資料：地震応急 - 14 災害時広報車両一覧表

資料：地震応急 - 15 災害時の広報文例

資料：地震応急 - 19 災害時における相互協力に関する協定書(豊中市内郵便局)

## 2 災害の記録

広報班は、災害対策に資するため、各部の協力を得て災害状況等を写真、ビデオ等で収集記録する。

## 3 市民広報

### (1) 地震発生直後に特に必要な広報

- ア 地震に関する情報(余震対策、火気使用注意、落下物危険防止等)
- イ 出火防止及び初期消火の呼びかけ
- ウ デマ情報への注意の呼びかけ
- エ 避難の勧告、指示の呼びかけ
- オ 要援護者保護及び人命救助等の協力呼びかけ
- カ 救急医療情報(救護所、医療機関の開設状況等)
- キ 緊急交通路、交通規制情報及び自動車使用自粛の呼びかけ

### (2) その後の広報

- ア 被災状況、二次災害の危険性に関する情報
- イ 被災者支援施策や救援活動に関する情報
  - (ア) 住宅情報(応急仮設住宅、住宅の取得及び斡旋等)
  - (イ) 各種相談窓口の開設情報等
  - (ウ) 援助・融資等の情報
- ウ 応急給水及び給食、その他の救援活動の情報等
- エ ライフラインや交通施設等の復旧状況
- オ 医療機関などの生活関連情報
- カ 交通規制情報
- キ 避難所情報
- ク 復興情報

## 4 報道機関への広報

- (1) 報道機関への広報窓口は総括部広報班に一元化し、発表時刻等を明確にする。
- (2) 被害状況及び応急対策状況等の情報を発表し、報道依頼を行う。
- (3) 発表場所は、豊中記者クラブとする。
- (4) その他必要に応じてファクシミリ等で情報を提供する。

## 5 職員への広報(災害対策の周知)

総括部情報班は、災害発生後、国、大阪府、豊中市、防災関係機関が決定した災害対策に係わる事項を、全職員に周知徹底する。

## 第2 災害広聴対策

### 《基本的な考え方》

災害発生による混乱状態を解消するため、市の応急対策の実施状況、被害状況、各種支援施策等に関する市民からの相談・要望・苦情等について対応する。

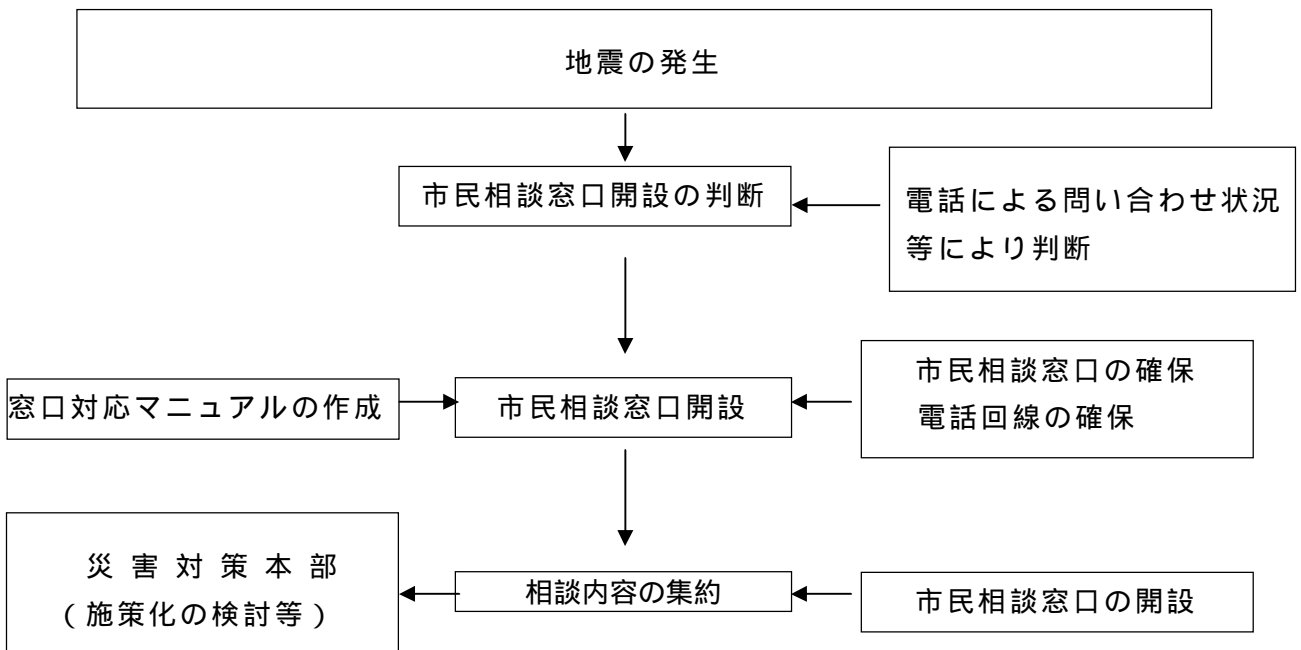
### 《対策の体系》

災害広聴対策	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市民相談窓口の開設</li> <li>2 実施体制</li> <li>3 要望の処理</li> </ol>
--------	--

### 《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
総括部総合相談班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市民相談窓口の開設及び市民の相談対応に関すること</li> <li>2 市民の要望等の連絡に関すること</li> </ol>
各部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市民相談窓口への職員の派遣に関すること</li> <li>2 市民の要望等の早期解決に関すること</li> </ol>

### 《応急対策の流れ》



## 《対策の展開》

### 1 市民相談窓口の開設

総括部総合相談班は、地震発生後の市民からの問い合わせや相談に対応するため、市民相談窓口（第2庁舎1階ホール部）を開設し、時間的経過とともに変化していく相談内容に対応するよう、各部、関係機関と連携し相談業務にあたる。

なお、被災者の医療相談や法律相談等専門的な事項については、関係機関と連携して行う。

### 2 実施体制

市民相談窓口では、市の応急対策の実施状況、被害状況、各種支援施策等に関する情報等を整理し随時「窓口対応マニュアル」を作成・整理し、被災した市民からの相談・要望・苦情等の処理にあたる。

(1) 各部から対応職員を派遣し、電話及び市民対応業務全般について実施する。

(2) 相談窓口の開設時には、広報誌等で市民へ周知する。

(3) 被害の状況に応じて、出張所等で相談窓口を設置する。

(4) 問い合わせ専用電話・ファクシミリを用意し、問い合わせに対応する。

### 3 要望の処理

(1) 市民相談窓口で聴取した要望等については、速やかに関係部及び関係機関へ連絡し、早期解決を図る。

(2) 相談内容や要望事項を取りまとめ、総括部情報班に報告し、本部での対策検討等の資料とする。

(3) 必要に応じ、関係機関の協力を求める。

資料：様式 - 3 「相談等連絡用紙」